

事務事業名	訪問介護利用者負担額軽減措置事業				担当	健康福祉部 いきいき高齢課 介護保険係		
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり			電話番号	0285-83-8094		
施策名	5	高齢者の自立と社会参加の支援			☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	厚生労働省発令介護保険事業補助金交付要綱					☒ 単年度繰返（開始年度 平成12 年度～）		
予算科目	1.一般会計	3.民生費	1.社会福祉費	3.老人福祉費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
事業概要	介護保険制度開始前から訪問介護を利用していた、低所得世帯の障がい者に対して、訪問介護を利用した場合、通常の自己負担10%を3%とし、低所得世帯の負担を軽減する制度が改正され、制度移行措置対象者として障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用で負担額なしであった人が、平成18年4月以降65歳到達等で介護保険が適用されたとき、自己負担を全額免除となる。							

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 28年度実績 毎月、国保連で審査を受けた給付データを市の介護保険システムに取込み、精査した結果で国保連に支払う。 29年度計画 前年度と同様		⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
		名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
		ア 利用者数	人	3	3	3	2	3
		イ 経済的負担の援助額	千円	49	77	35	33	229
		ウ						
		エ						
		オ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用で負担額なしであった人で、平成18年4月以降65歳到達等により介護保険が適用された人		⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
		名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
		ア 低所得世帯の障がい者数	人	3	3	3	2	3
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 訪問介護を利用したときには、通常の10%の自己負担を、免除する。		⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
		名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
		ア 訪問介護の利用者数	人	3	3	3	2	3
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 低所得の障がい者の利用負担を軽減することで、障がいのある高齢者の自立支援となる。		⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
		名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
		ア 軽減された利用者数	人	3	3	3	2	3
		イ 軽減された利用者の割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		ウ （軽減された利用者数/利用者数）						
		エ						
		オ						

(2) 総事業費の推移				単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	24	38	17	17	115
			県支出金	千円	12	19	8	8	57
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	13	20	10	8	57
			事業費計（A）	千円	49	77	35	33	229
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	
		延べ業務時間	時間	18	18	13	12	18	
		人件費計（B）	千円	73	76	54	50	75	
	トータルコスト(A)+(B)			千円	122	153	89	83	304

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	介護保険制度開始前から訪問介護を利用していた、低所得世帯の障がい者に対して、訪問介護を利用した場合、通常の自己負担10%を3%とし、低所得世帯の負担を軽減するため国が設けた制度。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	・平成17年度から低所得世帯の高齢者の訪問介護の減額が廃止され、低所得世帯の障がい者のみが対象となった。 ・平成20年7月以降から法施行前から訪問介護を利用していた該当者の軽減はなくなった。 ・平成23年11月から65歳到達により該当者が1名となった。 ・平成24年10月から65歳到達により該当者が2名となった。 ・平成25年4月1日から障害者自立支援法が障害者総合支援法となった。 ・平成26年3月から65歳到達により該当者が3名となった。 ・平成27年5月から該当者が2名となった。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 経済的支援をすることで、高齢者の自立支援につながる。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 国が定めた負担軽減措置制度であり妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 国が定めた負担軽減措置制度であり適切である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 介護保険法と障害者総合支援法との整合性をとる移行措置であるため、向上余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 低所得対策として国が定めた措置であるため廃止できない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 対象者、軽減率が要綱に定められており、削減余地はない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずにより正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人件費であり、削減余地はない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 受益者、受益者負担は要綱で定められており、公平・公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							